

多賀町森林整備計画

令和7年3月樹立

計 画 期 間

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和17年 3月31日

滋 賀 県
多 賀 町

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除および予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、滋賀県の東北部に位置し、東部には鈴鹿山脈の一部を形成している霊仙山・鍋尻山・高室山・三国岳・鈴が岳など標高 1,000 メートル内外の峰々が連なり、芹川・犬上川の清流が町の東南部を源にして流域耕地に灌漑用水を供給しながら琵琶湖に注いでいる。

本町の総面積は 13,577ha であり、町面積の大部分を広大な森林が占め、森林面積は 11,626ha で、総面積の 82%を占めている。民有林面積は 11,191ha でそのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 6,722ha であり人工林率 60%で県平均の 44%をかなり上回っている。その人工林の齢級配置を見ると、下刈等の必要なⅠ～Ⅱ齢級の林分が 17ha、除間伐・枝打ちの必要なⅢ～Ⅶ齢級の林分が 508ha あり何らかの手入れの必要な森林は人工林の 8%を占めている。

本町森林所有者の経営意欲を促すため、生産体制および搬出路を整備することにより長伐期大径材生産や柱材生産等国産材の需要における良質で安定的な供給体制の推進が重要であり、林業従事者の育成確保と後継者の育成が最大の課題とされている。

2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○ 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

○ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

○ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

○ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必

要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

○ 生物多様性保全機能

陸域、水域、さらに地下浅層にまで及ぶ多種多様な生物の生存を支える基礎生産を担い、種の多様性と遺伝的多様性を担保する生息場としての森林であって、気候や地形など地域の風土とマッチしているバランスのとれた生態的特性を備えた森林

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源かん養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○ 保健・レクリエーション機能

県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○ 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な特徴を残している森林、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に重要な森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な管理を推進する。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを

基本とする。なお、植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合等を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業体、林業普及指導員、森林総合監理士、林業研究グループ等、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあっせんなどを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道、林業専用道および森林作業道を整備する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持および溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項 特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ その他有用広葉樹

苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木および特定苗木をいう。）の導入および増加に努める。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員、指導林家・青年林業士または町産業環境課と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別および仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備 考
スギ	密仕立て	4 0 0 0 本／ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本／ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本／ha	
ヒノキ	密仕立て	4 0 0 0 本／ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本／ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本／ha	
広葉樹		1 0 0 0 本／ha ～ 3 0 0 0 本／ha	

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員、指導林家・青年林業士または町産業環境課と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとす

	るなどの点に注意する。また、林地の状況を勘案し伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。また、必要に応じてコンテナ苗を活用する。
植栽の時期	春植えの場合は3月、4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月、12月に行うことを標準とする。ただし、コンテナ苗の場合は、地域の条件を考慮の上、年間を通して植栽可能とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用することにより、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行う。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	概ね 7,000 本/ha を標準とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株あたり2、3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用して天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図る。

（３） 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了するものとする。伐採跡地の更新は補助造林事業の場合、2年以内に更新を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には、同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基準とする。

（２） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

（１）の基準による森林のうち、その所在が明らかなものは特になし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

（１） 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（１）による。

イ 天然更新の場合

2の（１）による。

（２） 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の（２）による。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法

その他間伐および保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数およびその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						標準的な方法	備 考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ	一般建築材	3000 本 ／ha 程度	2 0	2 5	3 5	4 5	6 5	－	間伐率(本数率)は、概ね 2 0 ～ 3 0 %とするが、林分密度 管理図や既往の間伐方法を参 考に間伐率、間伐木の選定方 法等を定めるものとする。 (材積率で 3 5 %以下)	
ヒノキ	造作材生産	3000 本 ／ha 程度	2 5	3 0	4 0	4 5	5 5	6 5		
広葉樹等	林内照度不足により下層植生が乏しいなどの過密林分や、病虫害等の被害を受け荒廃が進んだ林分において不要木の除去、不良木の淘汰を行い本数密度の調整、残存木の成長促進等を図る。間伐を行った場合5年以内に樹冠疎密度が 10 分の8以上に回復すると見込まれる伐採量にとどめる。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。									

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1													
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1													
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1													
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
つる切り	スギ										1					1					
	ヒノキ										1					1					
	広葉樹										1					1					
除伐	スギ										1			1		1			1		
	ヒノキ										1			1			1				
	広葉樹										1			1			1				
枝打ち	スギ															1					
	ヒノキ																1				
保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢および回数						標準的な方法												備考	
		19	20	22	25	27	35														
下刈	スギ							1 回刈を標準とするが必要に応じて2 回刈とし、樹高が雑草類の1.5 倍以上または60 から70 cm程度まで、6～7 月に実施する。ただし、実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈回数の削減や実施期間の短縮に努める。													
	ヒノキ																				
	広葉樹																				
木起し	スギ							積雪による被害木に対して実施し、被災後早期に実施する。													
	ヒノキ																				
	広葉樹																				
つる切り	スギ							つるの繁茂の著しい箇所で実施する。													
	ヒノキ																				
	広葉樹																				
除伐	スギ		1					下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。													
	ヒノキ	1			1																
	広葉樹	1			1																
枝打ち	スギ				1		1	林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高めて優良材を生産するために10月から3月までに実施する。													
	ヒノキ				1		1														

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における森林施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおりに定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。森林の区域については別表2により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50 年	55 年	50 年	60 年	25 年	30 年

(2) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域および特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のアおよび①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能

の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小および回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①から④までの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、複層林施業（択伐によるものを除く。）を推進すべき森林として定める。また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期をスギ 70 年、ヒノキ 80 年以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおり定める。

- ① 地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小および回避を図るとともに天然力も活用する。
- ② 風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る。
- ③ 憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行い、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。
- ④ 当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を行う。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢下限。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ				
全 域	70 年	80 年				

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

および当該区域における森林施業の方法

（１） 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 のとおり定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。

（２） 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

本町における特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案し、法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進を推進する。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、森林組合や林業事業体が中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

担い手の中心となる森林組合や林業事業体等と協議しながら、また林業研究グループ、指導林家・青年林業士等を中心に研修会を行い、その後の地域説明会へと繋げていく。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

基本的には森林組合や林業事業体との受委託により森林施業を推進していき、必要に応じて共同化の促進についても考えていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などを推進するため、森林組合や林業事業体と連携を図り、森林施業の共同化を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

特になし

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本町の路網密度は県平均よりは上回るものの、支線林道や作業道等の林内路網は十分とはいえないため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度	
		路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	110 m/ha以上	30～40 m/ha
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	85 m/ha以上	23～34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha以上	
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	60<50> m/ha以上	16～26 m/ha
	架線系 作業システム	20<15> m/ha以上	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5～15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について次のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対 図 番 号	備 考
1079 林班	4.0	大谷い線	1,000		大滝山林組合
1080 林班	6.0	梨の木 ろ線	1,500		大滝山林組合
1116 林班	3.0	大杉 は、に線	500		大滝山林組合
1064 林班	20.0	杉線	4,000		滋賀県森林組合 東部事業所
1087 林班	3.0	霜ヶ原線	500		滋賀県森林組合 東部事業所
1140 林班	4.0	萱原一之渡瀬線	700		滋賀県森林組合 東部事業所
1095 林班	7.0	佐目向畑線	1,400		滋賀県森林組合 東部事業所
1148 林班	5.0	萱原梨原線	750		滋賀県森林組合 東部事業所
1133 林班	5.0	萱原桂谷線	1,000		滋賀県森林組合 東部事業所
1065, 1066 林班	12.0	高室線	1,000		彦根市犬上郡営林組合
1036 林班	24.0	白谷線	4,500		彦根市犬上郡営林組合

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位置	路線名	延長	利 用 区 域			うち 前半 5 年分	備考
						面積	材 積			
							針葉樹	広葉樹		
拡張	自動車道 (改良)		多賀町	御 池	1.8	399	39,837	5,114	○	
				権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759		
				白 谷	0.2	766	73,289	23,338	○	
				大杉御池	0.5	291	58,282	4		
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014		
				鳴 川	0.2	87	9,701	1,111		
				中石谷	0.2	63	8,362	385		
				樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535		
				杉 俣	0.2	128	12,920	2,347		
				桂 谷	0.2	78	10,004	1,083		
				下 山	0.2	1,126	199,414	20,911	○	
				天狗堂	0.2	116	13,087	4,052		
				アサハギ谷	2.0	223	5,158	18,807	○	
	自動車道 (舗装)			御池大杉	0.5	106	15,798	3,551		
				樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535	○	
				向 野	0.1	293	51,085	17		
				尺仏前谷	0.1	36	2,900	0		
				中石谷	0.1	63	8,362	385		
				ドイツ谷	0.2	89	15,256	1,458		
				高 室	0.6	158	24,217	4,298		
				下山	0.2	1,126	199,414	20,911	○	
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014		
				計	2.8	2,049	335,577	32,169		

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め台帳の作成を行い適切に管理を行う。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
特になし				

注 1 施設の種類の欄は、木材等の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨て場等）の名称を記載する。

2 対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

林業労働者は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合や林業事業体等の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、林研グループ、指導林家・青年林業士等の育成や活動支援により活性化を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	町内全域	チェーンソー フォワーダ ウィンチ付グラップル運材車	施業地の状況に応じて作業道等の整備と合わせたプロセッサ、ハーベスタ、スイングセーダ、タワーヤーダ等高性能林業機械の導入を推進し、低コスト作業を図ると共に、必要なオペレーターを養成する。
造林 保育等	地拵、下刈	刈払い機	
	枝打ち	人力	

注1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造林、集材その他の作業種を記載する。

2 現状および将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

各々の利用計画に応じて、情報提供等の支援を行う。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣による森林被害対策について、ニホンジカによる食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置等の被害防止対策を図るとともに、被害の拡大を防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等について関係機関と連携した取組を行う。

ア 植栽木の防護措置

- ・防護柵の設置・維持管理
- ・幼齢木保護具の設置
- ・剥皮防止帯の設置
- ・現地調査等による森林モニタリングの実施
- ・その他植栽木の防護措置に必要な措置

イ 捕獲

- ・わな捕獲、銃器による捕獲等

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
ニホンジカ	1 0 0 1 林班 ～ 1 1 5 4 林班	11,191 h a
計		11,191 h a

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況を確認するために現地調査や各種会議での情報交換をおこなうことに努めるとともに、必要に応じて森林組合、山林組合および営林組合等の林業団体と情報収集を行う。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除および予防の方法

森林病虫害の駆除および予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

以上のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行まで

の地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項は除く）

地元猟友会と連携した有害鳥獣駆除事業の推進、学校給食等の協力によるシカ肉の消費拡大に向けたメニュー開発と、安全かつ安定した供給体制の確保に向けた取組を行う。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、森林組合、山林組合および営林組合等の林業団体の協力を得て、日常的なパトロールや情報交換を行うとともに、地域住民に対し、ポスター、のぼり旗等の設置により防火意識の普及啓発を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの実施は、多賀町火入れに関する条例（昭和 60 年多賀町条例第 10 号）に基づき、適切に行う。

5 その他必要な事項

（１） 病虫害の被害を受けている等の理由により保護を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により保護を促進すべき林分

森林の区域	備 考
1084 林班	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、地域森林計画において保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林とされている森林等であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、下記に掲げる森林について、森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大字藤瀬 字寺街道	1084 林班 い～は小班	85.60	32.38	51.76	1.46	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について定めるものとする。

造林、保育、伐採、その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	複層林施業によるものとする。
造林	伐採後は速やかに植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	景観の向上に資するよう、必要に応じ笹の刈払いを行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備（高取山ふれあい公園）
① 整備することが望ましいと考えられる施設 体験交流センター、森林文化体験促進施設、木材加工施設、木質ペレット製造施設、木質バイオマス施設、宿泊研修施設、キャンプ場、林間広場、林間遊具施設、バンガロー、炊事施設、修景施業、森林管理道、便所、森林浴歩道、駐車場、休憩施設、給排水施設、製炭釜、作業用建物、きのこ園およびこれらに類する施設
② 施設の整備および維持運営に当たっての留意事項 ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈払い等のメンテナンスを行うこと。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備	考
----	--------	---	---

スギ	18m	
ヒノキ	18m	
アカマツ	18m	
サクラ	12m	
コナラ	15m	
その他 広葉樹 等	中低木 1～6m	ウバメガシ、スモモ、カリン、ナツグミ、ヤマボウシ、ズミ、ナツメ、ザクロ、ユズ、ナンテン、アキグミ、マユミ、ウメモドキ、ユキヤナギ、コデマリ、ボケ、ヤマブキ、ムラサキシキブ、ニワトコ、ノリウツギ、サザンカ、ツツジ、シキミ
	中高木 8～15m	ミズナラ、カシワ、クヌギ、アベマキ、イチイガシ、シラカシ、アラカシ、スダジイ、マテバジイ、クリ、オニグルミ、ヤマグワ、ビワ、イチヨウ、ハンノキ、ムクノキ、エノキ、ナナカマド、クロガネモチ、キハダ、メグスリノキ、アカメガシワ、ヤマモモ、モミジ、サルスベリ、ハナミズキ

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林および施設の適切な管理、防災体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」およびIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積（ha）
多賀1	1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063	1614
多賀2	1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1032 1033 1034 1035 1036 1041 1042 1043 1044 1045 1046	1704
多賀3	1029 1030 1031 1037 1038 1039 1040 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1088 1089 1090 1092 1093 1094	1412
多賀4	1072 1073 1074 1075 1076 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115	2072
多賀5	1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1091 1095 1096 1097 1098 1099 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154	1965
多賀6	1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145	2424

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林環境学習や森林施業の体験交流活動を推進するとともに、以下の施設を拠点施設として整備する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
高取山ふれあい公園	大字藤瀬	A=85.6ha 体験交流センター 森林文化体験促進施設 木材加工施設 木質ペレット製造施設、キャンプ場 林間広場 林間遊具施設 バンガロー 炊事施設 森林浴歩道等 宿泊研修施設			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

各種協定に基づく集落や森林ボランティアによる森林整備活動を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

琵琶湖森林づくりパートナー協定に基づき森林整備活動を推進する。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

先進地域の情報収集を行い、検討を行っていく。

7 その他必要な事項

多賀森林循環事業協同組合、滋賀県森林組合東部事業所、大滝山林組合、彦根市犬上郡営林組合等の林業関係者と連携し、原木の流通、木材加工品の販売、人材養成など、持続可能な森林資源の利用循環を促進し、地域産業の活性化につなげる。また琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適切な管理を推進する。

付属資料

- 多賀町森林整備計画概要図（縮尺5万5千分の1）
- 滋賀県天然更新完了基準